総務 企 画 委 員 会 記 録 <第2号>

平成28年第1回沖縄県議会(2月定例会)

平成28年3月4日(金曜日)

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成28年3月4日 金曜日

開 会 午前10時3分 散 会 午前10時51分

> 場 所

第4委員会室

議 題

1 乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

出 席 委員

委 員 長 山 内 末 子 さん

副委員長 仲 田 弘 毅 君

委 員 花城 大 輔 君

委 員 翁長 俊 君 政

孝 助君 委 員 具 志

委 員 照 屋 大 河 君

委 善 員 髙 嶺 伸 君

玉 城 吉 委 員 勝 廣 君 田

義

和君

員

委

委 己 員 比 嘉 瑞 君

委 員 渡久地 修 君

委 員 當 間 盛 夫 君

大 城 馬 委 員 君 委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

 総務部長
 平敷昭
 人君

 総務統括監
 砂川
 靖君

 人事課長
 嘉数
 登君

〇山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

まず初めに、3月2日に本委員会に付託された乙第4号議案沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、お手元に配付のとおり、昨日、知事から撤回の申し出がありましたので御報告いたします。

なお、本日予定していた当該議案の審査につきましては、中止いたしますの で御了承願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の撤回に関する総務部長からの説明聴取ついて協議した結果、聴取しないことになった。)

〇山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 を議題といたします。

なお、ただいまの議案については、3月2日に開催された本会議において先 議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めております。

乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 乙第3号議案について御説明いたします。

議案は、平成28年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)にございますが、説明はお配りしております平成28年第1回沖縄県議会(2月定例会)総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

それでは、乙号議案説明資料をお開きください。

乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、平成27年10月に行われた人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与等を改める必要があることから、関係条例を改正するものであります。

改正の概要としましては、平成27年度の給与改定のため給料月額を平均0.4%引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げることなどとしております。

条例の施行期日は、平成27年度の給与改定に係る規定については公布の日とし、給料月額の引き上げ等については平成27年4月1日から、勤勉手当の引き上げについては平成27年12月1日から適用することとしております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 県職員及び県費負担教職員の給与ということですが、現在その分に該当する皆さんは一般職員とこれでいう教職員。ここには警察関係も入ってくるのですか。その内訳を含めて、今の人数がどういう形で、この引き上げでどれだけの総額になるのかを示してもらえますか。

- ○嘉数登人事課長 今回の条例改正に伴う平成27年度予算への影響額ということだと思いますが、まず給与改定に係る分としまして約1億8147万円、期末勤勉手当が約8億5074万円、それから共済費等が約1億5636万円ということで、締めて12億921万円となっております。対象職員は2万3788名で、御質疑にありました公安委員会も入っております。
- **○當間盛夫委員** 約2万3000名の皆さんで約12億円と、今回の改定が何年ぶりなのかはわかりませんが、これまでの経緯として、いつ、どのように下がったのか、教えてもらえますか。
- ○嘉数登人事課長 昨年もプラスの勧告がありました。過去、平成10年ぐらいまでさかのぼってみますと、マイナスの勧告があったのが平成14年、平成15年、平成17年、それから平成21年から平成24年までがマイナスの勧告となっております。前年度はプラスの勧告と申し上げましたが、前年度は1165円の改定額、今年度が628円の改定額となっております。
- **○當間盛夫委員** ちなみに、この県職員約2万3000名の平均年収は大体どれぐ らいになりますか。
- ○嘉数登人事課長 勧告前でいきますと平均の年間給与が551万4781円となっております。勧告後は555万8192円で、増減でいきますと4万3411円のプラスになっております。
- ○當間盛夫委員 県内の平均年収は、お持ちですか。
- ○嘉数登人事課長 人事院勧告の際の職種別民間給与実態調査―民調といいますか、調査した時点の数値ですが、4月分の給与等について民間給与が34万4549円、これに対して職員の給与が34万3842円、格差が707円ということで、職員給与が民間給与よりも安かったという結果になっております。
- ○當間盛夫委員 平均年収がどうなのかということはわかりませんか。
- ○嘉数登人事課長 人事院勧告の中においては、特に民間企業の年収ということではなく4月分の給与と、それから期末・勤勉手当については過去1年間の

期末・勤勉手当を調べまして、その比較によって勧告を出しております。

- ○當間盛夫委員 今回、説明は月曜日になると思うのですが、特別職の給与等を改正する議案が上程されました。そして、今議会の一般質問やマスコミ等々でも子供の貧困問題がクローズアップされる中で、特別職の議案は撤回されたのかなという思いがあります。今度の予算でも一般財源から30億円、子ども貧困対策推進基金を含めて、そういったものに予算を上げていくわけですよね。その中でこの県職員の給与等を改正する議案があるわけですから、今の県民所得が約207万円で、上がってきても県民所得がいまだに47位という現状を踏まえて、皆さんの平均年収はどうなのか。皆さんも生活があるはずでしょうから、これはどうこう言えないのですが、やはり知事を含めて我々議会もみずから意思を示して、今議論されている子供の貧困に対する予算づけということはやっていかないといけないし、県民に求めるというよりも、日本に復帰していまだにそういった部分が解決されていないということは、我々にも職員の皆さんにも問題があるという認識をぜひ持ってもらいたいと思っておりますので、これは提言としておきます。
- 〇山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。 翁長政俊委員。
- ○翁長政俊委員 先ほどの説明で、人事院勧告の民間部分は34万幾らでしたか。
- ○嘉数登人事課長 民間給与ですが、34万4549円となっております。
- ○翁長政俊委員 では、皆さんのものは。
- **○嘉数登人事課長** 職員給与が34万3842円で、その格差が707円ということになっております。
- **〇翁長政俊委員** この人事院勧告で、民間部分の34万円という層はどのような 出し方なのですか。
- ○嘉数登人事課長 これは企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内 323の民間事業所から、無作為抽出した139事業所の4月分の給与等について実 地調査をしております。

○翁長政俊委員 皆さんは公務員給与が707円低いというデータを出してきているのですが、先ほどもあったように県民所得は平均すると年間207万円です。これからしてみると随分落差があります。ですから、どの層のどの部分、そしてこの300社の中でどういう層をとっているのか、もっと具体的に説明できないのですか。余りにも乖離があり過ぎます。

○平敷昭人総務部長 県民所得200万円余りという話でありますが、給料というのは給料をもらっている方の平均給与になります。県民所得という場合は給料をもらった方で、県民1人当たりですから、子供とか、いろいろな方を含めての割り算です。ですから一概には比較しにくいかと思っておりまして、当局としましては人事委員会の勧告を尊重するという立場で、これまでのルールでは企業規模50人以上ということで、これは手取りではないでしょうが、その実態調査を踏まえた上で人事委員会制度にのっとって対処してきたところであります。

○翁長政俊委員 県のデータとして業種別、さらには今言う事業所の社員別、 社員数も含めて、今問題になっている貧困もあわせて、その部分はもう一度き ちんとデータを取り直す必要があるのではないですか。業種別の平均の出し方 も含めて、これを基礎データとして県は持っていて、どこをどう上げていく努 力をしていくのか。きょうは給与の議論ですから、今は対比として民間部分の 皆さんのデータの出し方がどのようになっているのか、もう少しきちんと知り たいと思って質疑をしているのですが、その部分の基礎データの取り方はどう なっているのですか。

○平敷昭人総務部長 このデータに関しましては、知事部局というよりは人事委員会で独立してやっておりますので、その調査の仕方に関してはこちらで具体的にどういう中身だということは直接タッチしておりませんが、これまでの調査の仕方に関しては全国で同じような考えだと思います。企業規模や事業規模50人以上ということで、県内には現在323社あるようですが、その民間から無作為で選んだ事業所の給与実地調査を踏まえて行うという考え方でやっているものですから、この分の業態などに関してはこちらではコメントいたしかねるところではあります。

○翁長政俊委員 公務員の給与の出し方は人事院の勧告に沿ってやることにな

るということは私どもも承知しておりますし、データというのは多分そういうとり方でこれまでもやってきただろうし、そういう基礎データの中でやっていることは理解しています。ただ、県内のいわゆる貧困問題のあり方、さらには県民所得が常に46位、47位を低迷して、もう固定していると言っても過言ではないぐらい、そこで固定化されているものですから、総務部としては公務員給与の問題もプラスして、沖縄県の今の現状を打開していくために、今後は各業種別も含めてきちんとした基礎データをとっておく必要があるのではないですか。ここの部分がないと、沖縄県の現状をなかなか抜本的に打開していけない。ですから、どうだろうかという質疑をしているわけです。

○平敷昭人総務部長 確かに人事委員会の勧告というのは御指摘の50人以上の企業で、この企業というのは全国同じ考えで、50人というとかなり優良な企業かと思います。貧困対策に当たっては勤労統計調査といいますか、そういう調査もあるようですので、その辺も踏まえて貧困対策の取り組みに当たっては民間の所得の状況など、その辺のとり方があるのかどうか、それは今は私も確定的なことは申し上げられませんが、そういう実態を踏まえた貧困対策を、県としては子ども生活福祉部で中心的にやっていますが、市町村とも意見交換をしながらどのような効果的な対策があるのか、意見を聞きながら早急にやろうということで全庁的に進めていくところですので、そういう実態調査にどういう方法があるかも含めて、委員の御意見のような実態を見つつ貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。ただ人事委員会制度については、これを具体的にどうだということは人事委員会の話なので申し上げにくいところではあります。

○翁長政俊委員 今、部長が言われるように、人事委員会の勧告についてはそうだろうと私も理解していますので、ただ沖縄県内の優良な企業の査定のあり方と全体的な産業別の沖縄県の実体経済、給与実態というものは、しっかり県としては押さえて今後どう生かしていくかということが底上げにつながっていく。よく言われているような対症療法ではなく、抜本的解決をどうしていくかが沖縄21世紀ビジョンの目標でもあるし、またあなた方が全庁的に取り組むという貧困問題もその一つだろうと思いますので、実態調査をきちんとやって、基礎データをとった中で、どういう施策を効果的に打っていけば県民所得が少なからず上がっていくかということをぜひ模索してください。

〇山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

- ○具志孝助委員 基本的には、貧困問題がこれだけ社会的な課題になっているタイミングで、公務員あるいは特別職の給与改定、賃値上げをするということはどうも議会としては理解しにくいと思います。給与というのはそう簡単に上げたり、下げたりできるものではありません。これはきちんとしたシステムにのっとってやっています。どこの都道府県でも人事委員会に諮って、人事委員会の勧告を受けて、人事委員会を設置した以上は、それを尊重すると。そういうことは当然の常識としてよくわかるのですが、こういう中で給与改定をすることになると無理があるものですから、こういう議論が出てくるわけです。人事委員会の勧告はどうなっているのかと、いわゆるそういう議論になってくるのです。どこを基準にしたかというのは先ほどの話でもありましたが、人事委員会で検討する資料は誰が出しているのですか。人事委員会が検討する資料はどこが提供しているのですか。
- **〇砂川靖総務統括監** 人事委員会の職種別民間給与実態調査というのは、抽出された企業に対して人事委員会の職員がみずから出向いて行って、そこでヒアリングをして調査している状況でございます。
- ○具志孝助委員 人事委員会の職員というのも公務員ですよね。
- 〇砂川靖総務統括監 そのとおりです。
- ○具志孝助委員 結局、公務員が出した資料に基づいて検討しているわけです。 当然、人事委員会に諮問をするときの目的は何かといったら、この辺で給与改定をしたいと。こういう前提があるから人事委員会が招集されるというシステムになっているわけです。ですから、基本的なことで、今はそういうタイミングなのか、今はそういう状況ではないでしょうという話をしているのです。事のついでに申し上げたいのですが、人事委員会は民間企業の平均値で、当たり前にこれまでの人事委員会の作業のシステムにのっとって答申するわけですが、それではラスパイレス指数といいますか、国家公務員との比較においてはいかがですか。全国比較あるいは国家公務員との比較、この辺の数字もこの際ですから教えてください。

- **○嘉数登人事課長** 本県におけるラスパイレス指数は平成27年4月1日現在 98.9で、これは全国で32番目となっております。
- **〇具志孝助委員** これは議会の中でもそういう話が出たのですが、特別職、それから議員の数字もついでに示していただければと思います。
- ○嘉数登人事課長 各都道府県における特別職、議員の報酬額の状況ですが、まず沖縄県知事は月額で123万円です。順位にして全国で40位になっております。副知事は月額97万円、これは全国で34位となっております。次に議長は月額98万円、順位にして23位。さらに副議長が月額84万円、順位にして37位。最後に議員ですが、月額75万円で、順位にして46位という状況になっております。これは平成27年4月1日現在の月額でございます。
- ○具志孝助委員 こういうぐあいに見てみますと、職員の32位、ラスパイレス指数が98.9という数字は特別職からすると決して低くはないということになるわけですね。私は基本的に、給与の引き上げが県民所得を向上させる牽引力になる、そういうインパクトを与えるという考え方は否定しません。むしろそうあるべきです。沖縄県の経済体質からして、そういう形のほうがむしろ望ましいと思っています。今回、これに対して意見を述べているのは、タイミングとしてまずいと。これだけ貧困問題が社会的なテーマになっている中で、これらの問題の解決の見通しを立てないうちに先に給与改定するのは順序がよくないという印象があって、今そのような意見を述べているわけです。特別職の給与等を改正する議案については皆さんみずから撤回したいという意思表示があるわけですが、この際ですから職員給与についても一緒になってやったほうがよかったのではないですか。そういう議論は出ませんでしたか。特別職の議案を撤回するときに、職員はどうするかということは出ませんでしたか。
- **〇平敷昭人総務部長** 一般職に関しては、これまでも人事委員会の勧告を尊重 して取り扱ってきているところでもありますし、職員に関しては、その制度を これまでどおり守って仕事をしっかりやってもらうという意味で、引き続きそ のように運用してまいりたいと考えているところでございます。
- **〇具志孝助委員** 特別職に対してはどうですか。手続論として、職員は人事委員会勧告を受けますが、特別職はそのような手続はしないのですか。

○平敷昭人総務部長 特別職に関しましては、人事委員会の勧告に沿うことは ございません。ただこれまでは一般職が見直された際にその動向を踏まえて、 例えば今回は期末手当の支給月数が一般職で上がったものですから、これまで 一般職が見直された場合にはその一定の割合で見直してきたという経緯がございます。丸々100%同じように沿うということではないのですが、その経緯を 踏まえて見直そうという考えであったわけです。ただ今回は取り下げになった ということでありまして、直接、人事委員会の勧告を踏まえて見直すという仕組みにはなっておりません。

○具志孝助委員 基本的にはそのような人件費、待遇というものを、県職員、 特別職、議員も含めて、常にレベルを上げる。そして、そこに向かってみんな 努力をしていく。切磋琢磨して。待遇をよくするということは、そこに人材を 求めるという大きなファクターになると思います。いい人材を求めるために競 争させていく。そのように公務員にいい人材が集まっていく中で、頭脳集団と いいますか、そこが基本になると思います。県を引っ張っていく動力になりま す。ですから、これは大事なものの考え方としてあると思います。そして、そ こを1つのインセンティブにして一般職の給与所得も引き上げていくと。議員 や特別職もそうです。待遇を悪くすれば、議員になるよりは民間のほうがいい ということになり、結局、人材が求められません。議員もやはりいい待遇、処 遇をして初めて、頑張って議員になりたいといって選挙が激しくなってくる。 私はこれが基本だと思っています。ですから、給与、待遇を改善していくとい うことは、私は基本的に賛成です。賛成でありますが、今回は政治的にタイミ ングが悪過ぎたと思っています。そういった意味では一般職のものについても タイミングではないと思っています。しかし、人事委員会システムを経ており ますので、人事委員会を無視するということになればこのシステムが壊れてい くことになりますので、これは容易なことではないと思うのですが、ここは私 としてはまずかったと。そこに政治の姿勢、運営、場当たり的ではなく、その ような背景をよく見通してやっていくという慎重な姿勢が求められるところで はなかっただろうかと思います。あえて申し上げますが、今回、職員も含めて 職員手当、待遇改善ということは適当なタイミングではなかったのではないだ ろうかと思っております。

○平敷昭人総務部長 委員の御意見は承りました。ただ一般職員に関しましては、やはりこれまでのとおり人事委員会の制度、勧告を尊重するという形で、職員はその給与改定を踏まえてしっかり貧困問題も含めて県政に取り組んでも

らうということで、この条例案を御審査いただいて可決いただければと思って おりますので、よろしくお願いいたします。

〇山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

〇吉田勝廣委員 人事院がどうしてできたのかということを説明してもらえませんか。

〇砂川靖総務統括監 公務員というのは国家公務員、地方公務員に限らず内在 的な制約として労働基本権が制約されております。そういう中にあって、労使 が団体交渉して給与を決定することができないという仕組みがございますの で、それにかわる代償措置として、公務員の給与を社会経済、一般の情勢に合 わせるということで人事委員会勧告制度がつくられたと理解しております。

〇吉田勝廣委員 私もそのとおりだと思います。代償措置としての人事院勧告 制度、そして勧告は尊重されるべきだと思っております。経験上、人事院勧告 が守られないときに、勧告を守る闘いを全国の公務員が立ち上がってやったこ ともあります。勧告は4月1日からやるべきだといいますが、これを8月や10 月におくらせるとか、かつてはそういうこともありました。ですから、やはり 賃金というのは働く人の全ての生活保障の最もかなめですから、これは勧告ど おり実施すると。それからもう一つ、今は貧困問題もあります。その貧困問題 の原因は何かということを徹底的に究明して、その貧困の根本的な原因をいか にして日本全体あるいは沖縄県の中でどうするかということを考えながら今後 の方策に生かすと。また産業関連指数やいろいろな経済指標を見ていて、安倍 総理も公務員の賃金あるいは時給を1000円にしようではないかとか、さまざま な形で表現をしているわけですから、そういう賃上げがいかに生活保障へのイ ンパクトが大きいかということを言っていますので、この辺は別の次元で物事 を考える必要があるのではないかといつも思っています。ですから、やはり勧 告は勧告としてきちんとして、これは制度ですから、そういう意味からもぜひ 守るべきだと思っています。

〇山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

〇山内末子委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。 休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法等について協議)

〇山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決 いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

次回は、3月9日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。 委員の皆さん、大変御苦労さまでした。 本日の委員会は、これをもって散会いたします。 沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子